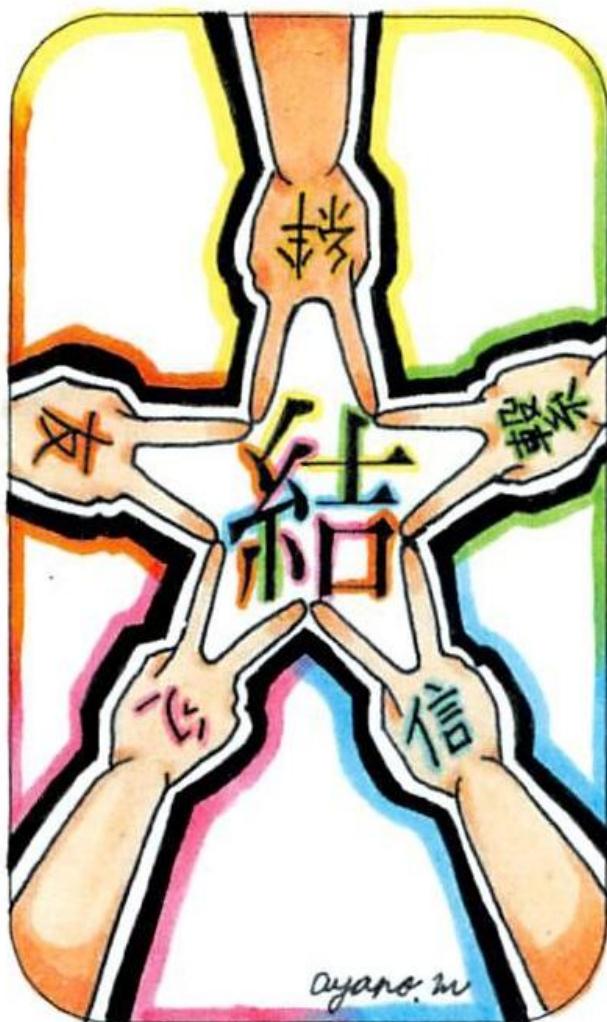


# 志木市立志木中学校いじめ防止基本方針



## いじめ撲滅宣言

- ・人の悪口を言わない
- ・暴力的行為を根絶
- ・人の嫌がることをしない

以上の事項を守り、志木中生徒全員が笑顔になれるような学校づくりに参加することをここに誓う

署名 \_\_\_\_\_

承認者

生徒会執行部

### 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

#### (1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

#### (2) 志木中学校いじめ防止基本方針の目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないように、すべての教職員と生徒、保護者及び地域が一体となって、いじめ防止への取組を組織的、計画的、継続的に行う拠り所として策定する。

## 2 いじめ防止対策委員会の設置及び組織的な取組

志木中学校いじめ防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）

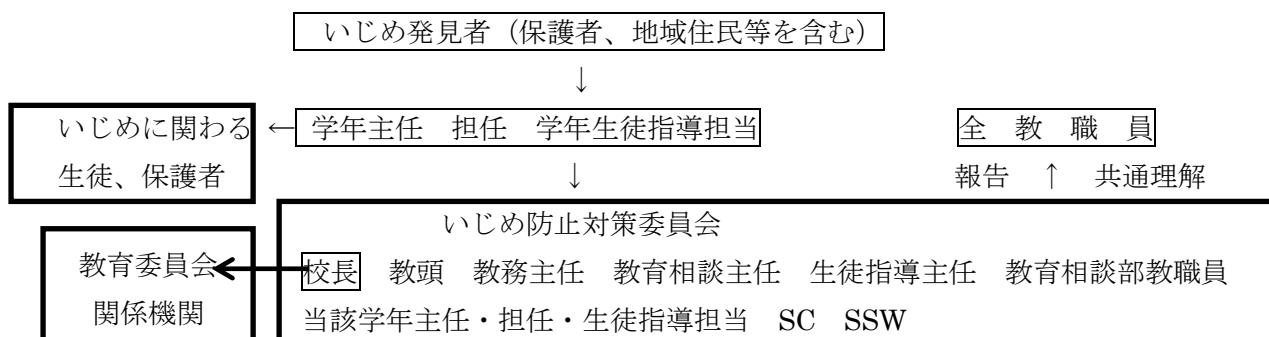
### （1）構成員

校長 教頭 教務主任 教育相談主任 生徒指導主任 各学年教育相談担当  
養護教諭 相談員 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

### （2）組織の役割

- |                 |                        |
|-----------------|------------------------|
| ・いじめの早期発見、早期解決  | ・いじめ事案の調査と指導支援計画の立案、実施 |
| ・全教職員への共通理解     | ・被害生徒及び保護者への支援         |
| ・加害生徒及び保護者への指導  | ・志木中学校いじめ防止基本方針のPDCA   |
| ・教職員研修の企画、立案、実施 | ・生徒、保護者に向けたいじめ防止啓発活動   |
| ・アンケートの実施、結果の検証 | ・相談窓口                  |

### （3）いじめに対する措置



## 3 いじめ防止に向けた年間計画

月	活動内容
4月	*教育相談部会及び生徒指導部会は、毎週開催 職員研修（学校基本方針の共通理解）、第1回対策委員会（4/23）定例対策委員会
5月	教育相談アンケート
6月	教育相談週間、家庭訪問、人権作文 定例対策委員会
7月	保護者会、非行防止教室、定例対策委員会
8月	教育相談研修（カウンセリング、ケース会議）
9月	道徳（彩の国道徳を活用した全学年共通のいじめに関する授業）
10月	アンケート（いじめに特化）、小中ふれあい交流会 定例対策委員会
11月	教育相談週間、学校公開週間、埼玉県いじめ撲滅月間、校区連絡協議会
12月	定例対策委員会
1月	人権標語
2月	教育相談アンケート
3月	定例対策委員会（評価）

#### 4 いじめ防止及び早期発見のための取組

##### (1) 未然防止の具体的な取組

- ・生徒会による啓発活動
- ・豊かな心を育む道徳教育の推進
- ・尊重し合う意識を高める人権教育の推進
- ・学ぶ喜びを味わう学習指導の実践
- ・人間関係づくりを重視した体験活動の充実
- ・ネットいじめ防止のための講演会の開催
- ・非行防止教室の実施

##### (2) 早期発見ための具体的な取組

- ・定期的なアンケート調査
- ・教育相談週間
- ・相談員、スクールカウンセラーと連携した相談活動
- ・校区小学校との連携強化
- ・保護者、地域との連携、協力
- ・相談窓口の周知

##### (3) いじめに対する対処

- ・速やかな対応策の検討、実行
- ・被害生徒及び保護者の支援
- ・加害生徒及び保護者への指導と助言
- ・傍観者は、いじめ行為への加担であることを気づかせる指導
- ・生徒、保護者へのスクールカウンセラーを活用したケア
- ・関係機関との連携

##### (4) 指導力を高めるための研修

- ・生徒理解研修の充実
  - ・いじめ防止及び対応に関するケース会議や事例研修
  - ・スクールカウンセラー、相談員との意見交換
- (5) 保護者・地域との連携
- ・PTA、地域と連携し、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

#### 5 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、校内に調査組織を設置する。
- 事実関係を明確にするための調査を実施し、再発防止に努める。
- 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係を適切に提供する。
- 調査結果を教育委員会に報告する。
- 調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。